

議員（尾崎 忠義）

13番、尾崎 忠義でございます。

私は令和4年第3回9月多度津町議会定例会におきまして、1、新型コロナ第7波及び熱中症から町民の命と暮らしを守り、物価高騰対策を求める取組について、2点目に高校卒業、18歳までの医療費無料化の取組について、3点目に世界平和統一家庭連合（旧統一教会）と安倍元総理の国葬について、の3点を町長及び教育長、そして各関係担当課長に対し質問を致します。

今回、質問項目が多いので、時間の都合上、質問答弁が前後しますので、各関係担当課別に整理を致しましたので、各課ごとに答弁を頂きますので、よろしくお願い致します。

まず最初に、新型コロナ第7波及び熱中症から町民の命と暮らしを守り、物価高騰対策を求める取組についてであります。新型コロナは、オミクロン株BA5系統への置き換わりが進むもと第7波が到来し、過去最大の感染拡大が広がっており、日本の新規感染者数は世界最多を続け、死者数は過去最悪となっております。医療機関や保健所など現場は逼迫し、崩壊しかねない事態で、やりくりも限界になってきております。また、深刻な物価高騰が引き続き町民の暮らしと営業を脅かしており、特に生活必需品の値上げが加速をしております。帝国データバンクの調査によりますと食品の値上げは8月に2,431品目に上り、2022年1月以降、単月で初めて2,000品目を超えました。5月以降の値上げ予定は8,043品目、うち、9月は1,661品目、10月には6,305品目に達します。値上げ幅も拡大をしております。6月以前が平均10%程度だったのに対し、7月以降は平均15%から20%となっております。小麦、油脂、原油などの世界的な価格高騰に加え、円安を理由とする値上げが増えているためであります。年内に値上げされる主な食品分野では、加工食品では7,794品目、値上げ率が平均16%、調味料が4,350品目、14%、酒類飲料3,732品目15%、菓子類1,192品目13%、食品主要105社、価格動向調査、これは帝国データバンクよりの抜粋であります。食品値上げは年内に2万品目を超え、平均値上げ率は14%となる見通しであります。食品以外の商品も9月から一部家電製品の出荷価格を約2%から33%の引き上げ、国内市販用タイヤやチューブも3%から8%値上げを致します。円安による輸入物価の高騰が長期化し、国内物価への波及が今後も続く恐れがあります。そこで、お尋ねを致します。

町内でのコロナ第7波及び熱中症についてであります。第1点目には、発熱外来の検査、予約、診療の現状はどうかお尋ねを致します。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎議員の発熱外来の検査、予約、診療の現状についてのご質問に答弁をさせていただきます。

県内の新規感染者がピークに達したと見られた8月中旬頃は、町内の医療機関でも、

発熱外来の受診者が急増し、多いところで、1日140人以上が受診した医療機関もあり、抗原検査やPCR検査に追われ、受入れが困難となり、受診を断ったケースもあったようでございます。これに伴い、通常の診療業務が追いつかず、診察を待って頂いたり、検診の日程変更を余儀なくされた方もいらっしゃったと聞いております。現在では、県内の新規感染者数は減少傾向であり、9月9日現在の発熱外来の受診者は1日1人から2人、多いところでも30人前後と減少しており、通常診療も平常に近い状況状態となってきたと報告を受けております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、2点、3点目でございます。

救急搬送、発熱患者のコロナ、熱中症別の現在の患者数はどのくらいか。そしてまた、3点目に、救急搬送困難事例は、具体的にあったのかどうか。つまり、熱中症アラート発令日数は、月別にどのくらいあったのかをお尋ねを致します。

消防長（阿河 弘次）

尾崎議員の救急搬送のコロナ熱中症別の現在の患者数についてのご質問に答弁させていただきます。

新型コロナウイルス感染感染症に係る救急搬送件数は8月31日現在で13件でございます。

次に、熱中症に係る救急搬送件数は8月31日現在で15件でございます。

続きまして、救急搬送困難事例及び熱中症アラート発令日数の月別についてのご質問に答弁させていただきます。

救急出動における搬送困難事案につきましては、病院への問い合わせ件数が4件以上、かつ、現場滞在時間が30分以上を搬送困難事案とされており、その基準に基づきますと8月31日現在で搬送困難事案は41件ございました。そのうち、新型コロナウイルス感染症に係る搬送事案では、最大病院問合せ数が13件、また、別の事案では病院受入れまでに要した時間が、91分要したものがございました。次に、月別の熱中症アラート発令日数ですが、環境省の熱中症予防情報サイトに熱中症警戒アラートが掲載されており、本県におきましては、8月31日までに28回発令されております。月別では、6月が1回、7月が6回、8月が21回でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、4点目に、自宅療養中に状態が悪化した患者は何人くらいあったのでしょうか。そしてまた、自宅療養者数はどのくらいあったのでしょうか、お尋ねを致します。

健康福祉課長（富木田 笑子）

尾崎議員の自宅療養中に、状態が悪化した患者数及び自宅療養者数についてのご

質問に答弁をさせていただきます。

現在主流となっているオミクロン株では、解熱剤などでの対症療法のみで、1週間程度で自然に軽快することが多いため、自宅療養される方が多数を占める状況でございます。中讃保健所によりますと自宅療養中に喉の痛みが強く、食事が出来ない方等は多くおられたようで、状態が悪化し、救急搬送された方もいらっしゃったようです。自宅療養者数につきましては、新規感染者が2,766人と最多であった8月19日には、1万630人でしたが、9月10日現在では、5,112人でございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、5点目でございますが、軽症、中等症、重症者の定義と患者数は何人あったかのお尋ね致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

尾崎議員の軽症、中等症、重症者の定義と患者数についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、症状の定義であります。軽症は酸素飽和度96%以上であり、肺炎の所見がないこと。中等症は二つに分けられており、中等症Ⅰは、酸素飽和度が93から96%で、呼吸困難や肺炎の所見があること。中等症Ⅱは、酸素飽和度93%以下であり、酸素投与が必要であること。重症は、集中治療室や人工呼吸器が必要であることとされております。県内における患者数につきましては、9月10日時点で、軽症又は無症状とされる自宅療養者は5,112人であり、中等症とされる入院及び入院調整中、宿泊療養者等は1,756人、重症者は3人でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、6点目ですが、感染者数の全数把握を見直し、自治体の判断で、発生届の範囲を重症化リスクのある患者などに限定する方針を表明をされております。これは8月24日でございます。そのわずか3日後には、全国一律で導入と転換し、自治体の混乱を招いておりますが、今どうなのかをお尋ねを致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

尾崎議員の感染者数の全数把握の定義転換に対する自治体の混乱の状況はどうかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、現在、感染者の全数把握による医療機関での発生届の入力作業及び保健所業務が逼迫していることから、負担軽減を図るために定点報告とする発生届の範囲を限定する全国一律で導入するなど、国の方針が短期間で二転三転することがございました。しかしながら、全数把握及び発生届出業務は、保健所の業務であり、市町の担当業務でないことから、現在のところ本町における事務的混乱はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、7点目でございますが、ワクチンの接種率1回2回3回4回目は、現在では、年代別、年齢別でどうなっているのかをお尋ねを致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

尾崎議員のワクチン接種率1、2、3、4回目は、現在では、年代年齢別でどうなっているのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

9月1日時点の県全体の初回、1、2回目接種の接種率は79.11%、追加接種のうち、3回目接種の接種率は64.6%、4回目接種の接種率は21.42%であり、本町の接種率は、いずれもこれを上回っております。中でも、本年6月より開始致しました60歳以上及び基礎疾患を有する者、医療従事者等を対象とする4回目接種の本町における接種率は9月9日時点で、60歳代が8.24%、70歳代が12.40%、80歳以上は8.92%、59歳以下の基礎疾患を有する方及び医療従事者等は3.07%でございます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

8点目にプレミアム商品券の発売利用状況はどうかをお尋ねを致します。

産業課長（谷口 賢司）

尾崎議員のプレミアム付商品券の発売及び利用状況はどうかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

プレミアム付商品券の申込は、往復はがきによる方法で、令和4年8月1日から8月22日までの期間に多度津商工会議所で行われました。同商工会議所によりますと、はがきの申込総数は5,422枚、また、同商品券の申込セット総数は2万4,399セットとなり、昨年度を上回る申込となりました。その後、厳正な抽選の後、3,312人の方に同商品券への引換通知を送付致しました。今回は、販売セット数を昨年の1万3,000セットから2,000セット追加した1万5,000セットにしましたが、物価高騰による家計への影響が大きいためか町民の方々の関心が高く、当選確率は、はがきの申込み総数ベースで、昨年の70.2%から、9.1ポイント下回る61.1%となりました。同商品券の引換は、9月10日から9月30日まで行われる見込みです。引換場所は10日及び11日が町民会館、12日以降は同商工会議所で行われることになってございます。なお、町民会館で実施された2日間で、引換えられた同商品券は1万671セットでした。今後、同商品券及び食事券は町民の方々の関心が高いことなどから、早期に町内の取扱店で積極的に利用されると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、9点目でございます。町内でのコロナ禍による休業、廃業が相次いでおりますが、どのくらいあるのかをお尋ねを致します。

産業課長（谷口 賢司）

尾崎委員の町内でのこの中による休業廃業がどのくらいあるのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。多度津商工会議所に確認したところ、把握している廃業した会員数は、令和3年度が10件、令和4年度は現時点で4件でした。その廃業理由の多くは経営者の死亡や高齢化で、新型コロナウイルス感染症が直接の要因で廃業したという事業者はいないと思われるとのことでございます。新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中であって、令和2年3月から始まった政府系金融機関の実質無利子、無担保の、いわゆるゼロゼロ融資の返済が令和5年3月から本格化することから、資金繰りが困難になる事業者が増えることも予想されます。事業者の声を傾聴し、相談があれば同商工会議所と情報を共有しながら、随時対応したいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、10点目でございます。物価高騰対応分としての地方創生臨時交付金があるが、どのように使われているのかお尋ねを致します。

政策観光課長（土井 真誠）

尾崎議員の物価高騰対応分としての地方創生臨時交付金があるが、どのように使われているのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

地方創生臨時交付金のうち、議員ご質問の物価高騰対応分につきましては、コロナ禍において原油価格や電気、ガス料金を含む物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担軽減を、地方自治体が地域の実情に応じてきめ細やかに実施出来るようにするために創設されたもので、生活者支援に関する事業と事業者支援に関する事業への活用が可能となっています。令和4年度に、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分として交付された金額は6,947万5,000円で、本町がこの交付金を活用して実施する予定の事業は、本定例会に予算案を上程している事業も含めて、全部で5つの事業があります。一つ目は先ほどご質問にありましたプレミアム付商品券販売事業です。二つ目は保育所副食費の負担軽減事業で、給食材料費の高騰による増額分を保育所に支援することで保護者負担を増やすことなく、年齢にあった栄養バランス量の給食を引き続き提供できる環境を整えるためのものです。三つ目は学校給食費の負担軽減事業で、学校給食費の負担軽減を行うことにより、小・中学校に子どもを通わせている子育て世帯に対して経済的な支援を行うものです。四つ目は未就学児子育て支援事業で、未就学児を抱える子育て世帯に対して経済的な支援を行うものです。五つ目は農水産業生産臨時支援金交付事業で、町内農業者、漁業者に臨時の支援金を交付することで、事業継続に繋げるためのものとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、11点目ですが、青森市では、この10月から小中学校の給食費無償化が実現を致します。中核市小中無償化は全国でも初めてで、本年度分の財源は臨時交付金であります。本町では給食費の無償化への取組をすれば、財政的にはいくらかかるのかお尋ねを致します。

教育課長（竹田 光芳）

尾崎議員の本町の給食費無償化への取組での財政負担についてのご質問に答弁をさせていただきます。本年度実施した場合の概算ですが、幼稚園では約600万円、小学校では約5,100万円、中学校では約3,100万円、合計約8,800万円の年間事業費が必要となります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

厳しい財政難ではございますが、ぜひ、子育て世帯の応援のためにも、ぜひ実現を要望致します。

次に、12番目でございます。生活困窮世帯への光熱費7,000円補助として鳥取県下19の全市町村が全て実施することになり、生活保護世帯以外にも住民非課税世帯、児童扶養手当受給世帯などを対象にしており、臨時交付金を活用したのは、14自治体だったとのことでしたが、本町ではどうかをお尋ねを致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

尾崎議員の生活困窮世帯への光熱水費7,000円補助として、鳥取県下19の全市町村が全て実施することになり、臨時交付金を活用したのは14自治体であったとのことだが、本町ではどうかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町ではご質問の生活困窮世帯への光熱水費に対する補助は行っておりませんが、地方創生臨時交付金を活用した物価高騰対策のための給付事業と致しまして、子育て世帯に対し、2つの事業を実施することとしており、本定例会に補正予算として計上させて頂いております。先ほどの政策観光課と内容は重複致しますが、一つ目と致しまして、保育所副食費の負担軽減事業として町内の保育所に対し、利用児童1人当たり5,000円の補助を行うことで給食材料費の高騰に対する影響を緩和し、保護者負担を増やすことなく、引き続き質の高い給食を提供できるよう支援するものでございます。二つ目と致しまして、未就学児子育て支援給付金事業として、未就学児がいる世帯に対し、1人当たり1万円を補助することで、物価高騰に直面する比較的若い世代の経済的支援を行うものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、13番目でございますが、肥料の価格上昇分7割を補填する新制度が、この7月14日に農水省の検討内容が判明をいたしました。内容はどのようなものかを

お尋ねを致します。

産業課長（谷口 賢司）

尾崎委員の肥料価格上昇分、7割補填する新制度の農水省の検討内容が判明した  
がその内容はどのようなものかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

国の肥料価格高騰対策事業の目的は世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上  
昇に加え、ロシアによるウクライナ侵略等の影響により、化学肥料原料の国際価格  
が大幅に上昇し、肥料価格が高騰していることから、海外原料に依存している化学  
肥料の低減や堆肥等の国内資源の活用を進めるための取組を行う農業生産者に対し  
て、肥料コスト上昇分の一部を支援することを通じて、農業経営に及ぼす影響を緩  
和することとされてございます。つまり、無条件で全ての生産者に化学肥料のコス  
ト上昇分の一部を支援するものではございません。この支援を受けようとする生産  
者の条件として、化学肥料の2割低減を実現するため、国が示す15の取組メニュー  
の中から、二つ以上を実施する必要があります。ただし、このメニュー項目の中  
で、新たに二つ以上に取り組むのではなく、既に取り組んでいる項目の拡大、強化  
も含んで良いことになっています。なお、メニュー項目の一例として土壌診断によ  
る施肥設計、たい肥の利用、汚泥肥料の利用、緑肥作物の利用などがあります。支  
援額は本年の肥料費に対して、前年からの価格上昇率や化学肥料低減の取組による  
低減率により肥料費の増加額を算定し、その7割を補填することになっています。  
対象となる肥料は、令和4年秋に利用される肥料から令和5年春に利用される費用  
となっています。また、この肥料価格高騰対策事業の基本スキーム、枠組みには三  
つの段階がございます。まず一つ目は、参加農業者が農業協同組合や肥料販売事業  
者などが組織する取組実施者に、支援の申込みや実績報告をする。二つ目は、その  
取組実施者が、各都道府県で組織する事業実施主体に計画の申請や実績報告をす  
る。三つ目は、その事業実施主体が、農林水産省の地方農政局等に計画の申請や  
実績報告をする。その逆の流れで、計画の認定や補助金及び支援金の交付などが行  
われることになっています。国が示しているスケジュールでは、10月頃から取組実施  
者からの申請が始まり、12月頃から支援金の交付が始まることになっているよう  
でございます。

以上がこの事業の概要であり、各種申請等に市町村が直接関わることはありません  
が、香川県農業協同組合多度津支店に確認したところ、JA香川県が組合員の申請  
の受皿となるいわゆる取組実施者となることは決まっているが、組合員への周知や  
スケジュールなどについては未定である。ということでございました。今後も同多  
度津支店と情報共有し、農業従事者に対する支援がスムーズに行われるよう、協力  
してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、14点目ですが、来年、2023年10月1日から始まります、インボイス制度適格請求書発行事業者への登録申請について、町内対象事業者に対して、どのように取り組んでいるのかを、お尋ねを致します。

産業課長（谷口 賢司）

尾崎委員のインボイス制度、適格請求書発行事業者への登録、申請について町内対象事業者に対してどのように取り組んでいるのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

令和5年10月1日から、消費税に係るインボイス制度が始まるため、現在、免税事業者であっても、事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を行うかどうかを検討する必要があります。インボイスとは、売手が買手に対して正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。また、インボイス制度とは、売手であるインボイス発行事業者は買手である取引相手から求められた時は、インボイスを交付しなければならない制度のことです。多度津商工会議所に確認したところ、同商工会議所では、令和4年3月18日に事業者向けのインボイスに係るセミナーを開催し、25人の参加があったとのことですので、今後も同様のセミナーを開催する予定があるとのことですので、本町では、このようなセミナーの開催情報、及びインボイス制度の内容について、町ホームページ等で周知を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、15点目でございます。10月1日からの75歳以上の医療費の自己負担額が1割から2割に上がる高齢対象者の周知については対策などをどのようにしているのかをお伺いを致します。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

尾崎議員の75歳以上の医療費の自己負担額の周知と対策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

周知方法と致しましては、町広報の令和4年4月号と7月号、9月号において周知をしております。また、7月中旬に香川県後期高齢者医療広域連合より発送されている今年度の保険証にも同封し、全被保険者に周知をしております。また、急な負担増加への対策につきましては、令和4年10月1日から令和7年9月30日までの3年間は、窓口負担2割の方の外来診療の負担増加額を月3,000円までに抑える配慮措置があります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、高校卒業18歳までの医療費無料化についてであります。

全国では、約90%の市町村で、中学生までの外来医療費が無料となっており、約

95%の市町村で中学生まで入院医療費が無料となっております。全国の市町村での子ども医療費の無料化の対象の拡大は、都道府県の子ども医療費助成対象の拡大が支えとなっております。家庭の収入の違いで、命と健康に差をつけないためにも医療費自己負担の軽減は、緊急の課題でもあります。県内では全ての自治体で、中学生卒業までは医療費自己負担がない制度が実施をされており、善通寺市、綾川町、琴平町、小豆島町、土庄町、直島町、そして三豊市が、この9月議会で新たに加わり、2市5町が実施をされる訳であります。東京都では、2023年に高校生まで無料化が実施されることになっております。子どもを医療機関に受診させたいと親が判断しても自己負担金を支払えないために、受診出来ない事例が生じております。慢性疾患や、歯科で治療の中断が起こると深刻でございます。さらに、子どもの医療費無料化の高校生までの拡大が是非とも必要でございます。そこで、お尋ねを致します。第1点目に、町内在住の現時点での高校生は何名で、高校卒業18歳までの医療費無料化を実施するとすれば、その金額と財源はどのくらいになるのかをお尋ねを致します。

健康福祉課長（富木田 笑子）

尾崎議員の町内在住の高校生は何名で、高校卒業までの医療費無料化の金額と財源はどのくらいになるのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、町内在住の現時点での高校生の数ですが、令和4年4月1日時点で、16歳から18歳までの子どもは627人いらっしゃいます。次に、高校卒業18歳までの医療費を無料化した場合の金額についてでございますが、現在、当該年齢の子どもにかかった医療費実績は、町では国民健康保険加入者しか把握出来ず、社会保険等の加入者を含めた実績から試算することが難しいため、既に無料化している中学生の医療費助成実績より試算させていただきます。令和3年度に中学生の医療費補助額は1,519万6,661円で、令和3年度の中学生人口638人の1人当たりの助成額は、年間約2万3,800円となります。これを令和4年4月1日の16歳から18歳の子ども627人に当てはめると、1,492万2,600円となり、年間で約1,500万円の支出が必要となります。これに対し、県の補助対象は就学前の子どもであり、現在、町が単独事業として負担している小・中学生分に加え、さらに1,500万円を加えた額が一般会計より支出されることとなります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

2点目でございますが、国、県に対しまして医療費の助成制度の対象年齢を引き上げるよう要望すべきだが、どうかをお伺いを致します。

健康福祉課長（富木田 笑子）

尾崎議員の国、県に対し、医療費の助成制度の年齢引上げ、対象年齢を引き上げるよう要望すべきではないかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町におきましては、以前から議長会、町村会等を通じ、県に対し要望を行っておりますが、対象年齢の引上げが実現していないのが現状です。県内の自治体では医療費無料の対象年齢を拡大している市町もあり、近隣においても善通寺市、琴平町に加え、まんのう町が9月議会において、来年4月から高校卒業年齢までの医療費無料無償化を表明しております。本町におきましても人口減少対策として子育て支援の充実は重要課題であり、今後も国や県に対し、医療費の助成制度の対象年齢引上げについて要望を続けるとともに財政状況を鑑みながら、事業の実施について検討したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

ただ今答弁がありました。私は、再三再四、このようなことを申ししておりますが、これは国、県が医療費の助成制度で引上げたら、やはり我が多度津町の負担額は、減ることにもなるし、そしてまた、子育て世代の本当に高校卒業までの負担軽減になるということですので、是非これは、町挙げて、是非実現をして頂きたいと思っております。財政難ではございますが、子育て応援支援、これをよろしくお願いしたらと思っております。

次に、最後でございますが、最後に、世界平和統一家庭連合、旧統一教会と安倍元総理の国葬についてであります。旧統一教会は、靈感商法や、集団結婚など社会的に多くの問題と、多数の被害者を生んできており、高額な献金の要求や正体を隠して行う伝道は裁判でも違法性が指摘をされております。全国靈感商法対策弁護士連絡会によると、世界平和統一連合と名称変更以降も含め、昨年までの約35年間で確認出来た金銭被害は総額1,237億円、相談件数は3万4,000件を超えており、これも被害の一部に過ぎないと言われております。旧統一教会系の団体、宇宙平和連合UPFなどが開催するピースロード、これは、2022年は、県内8市9町の全自治体が後援をしております。また、9月27日に安倍元総理の国葬が閣議決定により強行されようとしております。そこで、お尋ねを致します。1点目に、町と旧統一教会関連団体との関係はどうであったのかお尋ねを致します。

町長公室長（山内 剛）

尾崎議員の本町と統一教会関連団体との関係についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町と統一教会関連団体とは関係はありません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

2点目でございますが、寄附の受領、イベントの後援や参加、つまり挨拶、祝電、メッセージの送付などの有無があったのかどうかをお伺いを致します。

町長公室長（山内 剛）

尾崎議員の寄附の受領イベントの後援や参加などの有無についてのご質問に答弁をさせていただきます。

寄附の受領についてはありませんが、令和4年6月20日から7月22日の間に、日韓友好や世界平和、コロナ収束を掲げて、自転車で香川県内を回るピースロード2022イン香川について、ピースロード2022イン香川実行委員会という団体から令和4年4月20日付で後援依頼があり、後援申請の内容にも宗教性や宗教団体との関連を窺わせる記載もないことや香川県や県内市町の後援実績も確認して、令和4年4月25日にこのイベントについて後援することを決定しました。また、7月7日に本町を訪問した際には、宗教団体との関係が判明していなかったため、庁舎から多度津駅まで自転車で走るイベントに参加しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

それでは3点目について、お伺いを致します。その後の対応、つまり打ち切りなどはどうか。どのようになっているのかをお尋ねを致します。

町長公室長（山内 剛）

尾崎議員のその後の対応についてのご質問に答弁をさせていただきます。

8月4日付でピースロード2022イン香川実行委員会より、後援取下げの依頼があったこと、また、世界平和統一家庭連合との関連が疑われることなどを理由に後援を取り消しました。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

それでは4点目お伺いします。旧統一教会関連団体からの寄附の実態とその後の対応、つまり、返還などはあったのかどうかをお尋ねを致します。

町長公室長（山内 剛）

その後の対応についてのご質問に答弁をさせていただきます。

旧統一教会関連団体からの寄附はありません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に今後の対応でございますが、ただ今答弁がありましたけれども丸亀市では、丸亀城の石垣を修復するというので、寄附を受けていた。こういう事実が判明をされております。

それでは、5点目に、町として今後は旧統一教会、関連団体と一切の関係を持たないこと。又、関与しないということについて、お伺いを致します。

町長公室長（山内 剛）

今後は、旧統一教会、関連団体と一切の関係を持たないこと。又、関与しないことについてのご質問に答弁をさせていただきます。

これまでも旧統一教会、関連団体とは関係は持っておりませんし、関与もしておりません。今後も引き続き、関係を持つことや関与することはありません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、6点目をお伺い致します。旧統一教会の集会、イベントへの職員の参加、メッセージ送付など町と外郭団体関係の有無を調査することについて、お伺いを致します。

町長公室長（山内 剛）

尾崎議員の、旧統一教会の集会、イベントへの職員の参加、メッセージ送付など町と外郭団体関係の有無を調査することについてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町及び公益財団法人多度津町文化振興財団、社会福祉法人多度津町社会福祉協議会にも聞き取り調査を行いました。旧統一教会の集会、イベントへの参加、メッセージ送付などはありませんでした。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次、7点目をお伺いを致します。町民への被害状況の調査、公表をすることについて、お伺いを致します。

町長公室長（山内 剛）

尾崎議員の町民への被害状況の調査、公表することについてのご質問に答弁をさせていただきます。

町民の皆様の被害状況について調査を行う予定は、現在のところありません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

8点目でございますが、大学、専門学校、高校の学生、生徒への注意喚起をすることについて、お尋ねを致します。

町長公室長（山内 剛）

尾崎議員の大学、専門学校、高校の学生、生徒への注意喚起をすることについてのご質問に答弁をさせていただきます。

ほとんどの大学、専門学校、高校では学生を守るという思いから、宗教団体からの勧誘に対して注意を促しており、本町から学生への注意喚起を行う予定は、現在のところありません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

9点目に、政教分離の憲法違反であるということについて、お伺いを致します。

町長公室長（山内 剛）

尾崎議員の政教分離であることについてのご質問に答弁をさせていただきます。

日本国憲法には政教分離の言葉はありませんが、根拠と致しましては、日本国憲法第20条第1項後段及び第3項並びに第89条が挙げられます。日本国憲法第20条第1項では、信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。第3項では、国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。日本国憲法第89条では、公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便宜若しくは維持のため、これを支出し、又はその利用に供してはならない、と規定されており、政教分離の具体的内容とは、宗教団体に特権を与えること、宗教団体が、政治上の権力を行使すること、国及びその機関が宗教的活動をすることの三つのことが禁止されております。本町では、これらの法律に違反する行為は行っておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

10点目にお伺いします。9月27日の安倍元総理の国葬については、岸田首相が国葬当日に各府省庁に対し、弔旗の掲揚、葬儀中の黙祷を決定したことは、事実上、公的機関と自治体、国民の弔意の強制になると思いますが、町としてはどのように考え、どのようにするのかをお伺いを致します。

町長公室長（山内 剛）

尾崎議員の岸田首相が、国葬当日に各府省庁に対し、弔旗の掲揚、葬儀中の黙祷を決定したことについて町はどのように考え、どのようにするのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

岸田首相は、8月31日の記者会見で、国民に強制するという誤解を招くことがないように地方公共団体などや教育委員会に対して、弔意表明の協力の要望を行う予定はないと述べられておりますので、本町におきましても町民の皆様に対して強制するという誤解を招くことがないように、弔意表明を行う予定はありません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

最後になりましたが、11番目に、今回の国葬は実績評価と哀悼は別のものでありまして、法の支配を逆行させた安倍政治を正当化することになり、国葬の対象にふさわしくなく、財政民主主義、つまり、16.6億円もかけているのに反し、国会無視とともに思想良心の自由を侵害するものとして、中止、撤回すべきだが、町としては、町民に対してどのように見解を示すのかをお伺い致します。

町長公室長（山内 剛）

尾崎議員の今回の国葬に対し、町はどのように見解を示すのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

地方自治体である本町は、国葬について見解を示す立場にありません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

ただ今答弁がありましたが、関知関与はしないということなのか。あるいはまた、態度表明はしないということなのか、お答えをお願いします。

町長公室長（山内 剛）

尾崎議員の再質問に答弁をさせていただきます。

国が決定した国葬に対して、地方自治体である本町は見解を述べる立場にありません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

以上をもちまして、3点につきまして、私は町の当局の答弁を求めて、私の一般質問を終わります。有難うございました。